

各種助成金

キャリア形成促進助成金 ※1

- 職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進します。

①雇用型訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> 特定分野認定実習併用職業訓練 認定実習併用職業訓練 中高年齢者雇用型訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練効果の高い雇用型訓練について経費や賃金、OJT実施助成が受けられます
②重点訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> 若年人材育成訓練 熟練技能育成、承継訓練 成長分野等、グローバル人材育成訓練 中長期的キャリア形成訓練 育休中、復職後人材育成訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について経費や賃金助成が受けられます
③一般型訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業型訓練 一般団体型訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ①②以外の訓練について経費や賃金助成が受けられます
④制度導入コース	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練、職業能力評価制度 ※2 セルフ・キャリアドック制度 教育訓練休暇等制度 技能検定合格報奨金制度 社内検定制度 事業主団体助成制度 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成が受けられます

※1 「キャリア形成促進助成金」は平成29年度に名称等、一部変更になる予定です

※2 「教育訓練、職業能力評価制度」は、平成29年4月1日で廃止される予定です

お問い合わせ先：鳥取労働局 地方訓練受講者支援室
※平成29年度より「訓練室」に変わります

キャリアアップ助成金

- 非正規雇用労働者を正社員に転換する目的で職業訓練などを実施した場合に経費や賃金の一部助成が受けられます。

人材育成コース	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般職業訓練（育児休業中訓練を含む） (教育訓練機関などにおける座学) ◆有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関などにおける座学と企業における実習を組み合わせた3～6ヶ月の職業訓練) ◆中長期的キャリア形成訓練 (厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(教育訓練機関などにおける座学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育訓練機関などにおける座学（一人当たり） 賃金助成：1h当たり800円（500円）*2 経費助成：一人当たりの訓練時間数に応じた次の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th><th>一般職業訓練</th><th>中長期的キャリア形成訓練 (有期実習型訓練)*1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練時間数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>100h未満</td><td>10万円（7万円）</td><td>15万円（10万円）</td></tr> <tr> <td>100h以上200h未満</td><td>20万円（15万円）</td><td>30万円（20万円）</td></tr> <tr> <td>200h以上</td><td>30万円（20万円）</td><td>50万円（30万円）</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 有期実習型訓練後、正規雇用等に転換された場合</p> <p>◆企業における実習（一人当たり） 実施助成：1h当たり800円（700円）*2 (1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円)</p> <p>*2 賃金助成及び実施助成に係る時間単価は、平成29年4月1日より変更される予定です</p>	訓練の種類	一般職業訓練	中長期的キャリア形成訓練 (有期実習型訓練)*1	訓練時間数			100h未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）	100h以上200h未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）	200h以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）
訓練の種類	一般職業訓練	中長期的キャリア形成訓練 (有期実習型訓練)*1															
訓練時間数																	
100h未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）															
100h以上200h未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）															
200h以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）															
注：（ ）は中小企業以外の額																	

建設労働者確保育成助成金制度

- 中小建設事業主が雇用する建設労働者の技能の向上のための実習を受講させたい場合、経費や賃金の一部助成が受けられます。

お問い合わせ先：鳥取労働局 職業安定課

上記の助成の対象には、訓練等の計画実施前に計画の認定を受ける必要があるなど、助成金の支給には一定の条件があります。是非、事前にご相談ください。